第十三条の二第一項第五号の二中「（定義）」を削り、同項第七号中「（定義等）」を削り、同項第九号及び第十号中「（定義）」を削り、同項第十二号の二中「（銀行等による議決権の取得等の制限）」を削り、同条第三項中「又は第百四十八条第一項」を「振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）又は第百四十八条第一項（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）」に改め、同条第四項第八号イ中「（兼営の認可）」を削り、同条第九項中「（銀行等による議決権の取得等の制限）」を削る。

第十六条の四第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第十三条の二第一項第四号の二に掲げる会社

第十六条の四第一項第十一号の二及び第六項中「（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）」を削る。

第十六条の七中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第八条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の五第一項第二号中「第二十八条第八項（定義）」を「第二十八条第八項（通則）」に改め、同項第三号中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

第五十八条の五第一項第四号の二及び第二項第二号中「（定義）」を削る。

第八十九条の四中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第九十四条第三項中「（内閣総理大臣の告示）」を削り、同条第四項中「第五十二条の三十七第一項」の下に「（許可の申請）」を、「第五十二条の四十三」の下に「（分別管理）」を、「第五十二条の四十四第一項第二号」の下に「（顧客に対する説明等）」を加え、同条第五項中「（内閣総理大臣の告示）」を削り、同条第六項中「を除く」を「（会員名簿の縦覧等）を除く」に、「中「前条」を「（登録の申請）中「前条」に改め、「第五十二条の六十一の四第一項」の下に「（登録の実施）」を、「第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ」の下に「（登録の拒否）」を加え、「⑸又は⑻に」を「⑹又は⑼に」に、「同号ニ⑻」を「同号ニ⑼」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「⑺まで」を「⑻まで」に、「⑸の」を「⑹の」に、「⑻まで」を「⑼まで」に、「前号ニ⑸又は⑻」を「前号ニ⑹又は⑼」に改め、「第五十二条の六十一の八第一項」の下に「（利用者に対する説明等）」を、「及び第二項」の下に「（登録の取消し等）」を、「第五十二条の六十一の十八」の下に「（登録の抹消）」を、「第五十二条の六十一の二十六」の下に「（定款の必要的記載事項）」を加え、同条第七項中「（内閣総理大臣の告示）」を削り、同条第八項中「第五十二条の六十三第一項」の下に「（指定の申請）」を加え、「中「この」を「（指定紛争解決機関の業務）中「この」に改め、「第五十二条の六十六」の下に「（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）」を、「第五十二条の七十四第二項」の下に「（時効の完成猶予）」を、「第五十二条の七十九第一号」の下に「（手続実施基本契約の締結等の届出）」を、「第五十二条の八十二第二項第一号」の下に「（業務改善命令）」を、「第五十二条の八十三第三項」の下に「（紛争解決等業務の休廃止）」を加え、「中「、」を「（指定の取消し等）中「、」に改める。

（銀行法の一部改正）

第九条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第四号中「同条第十一項（定義）」を「同条第十一項」に改め、同号イ及びロ中「（定義）」を削り、同号ハ中「（通則）」を削り、同号ニ中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

第十六条の二第一項第九号及び第十号中「（定義）」を削り、同条第二項第八号イ中「（兼営の認可）」を削る。

第五十二条の二十三第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第十六条の二第一項第四号の二に掲げる会社

第五十二条の五十二第一号中「させたとき」を「させたとき」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同条に次の一号を加える。

六　金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務をいう。以下この号及び第五十二条の六十一第一項において同じ。）の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき　当該登録又は変更登録を受けた者

第五十二条の六十一第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第五十二条の六十一の五第一項第一号ニ⑻中「労働金庫法」の下に「、金融サービスの提供に関する法律」を加え、「⑺まで」を「⑻まで」に改め、同号ニ⑻を同号ニ⑼とし、同号ニ⑴から⑺までを同号ニ⑵から⑻までとし、同号ニに⑴として次のように加える。

⑴　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第二項（監督上の処分）の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ中「労働金庫法」の下に「、金融サービスの提供に関する法律」を加え、同項第二号ロ⑸中「⑻まで」を「⑼まで」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第十条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に、「その」を「又は金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その」に改め、同項第五号中「（昭和四十七年法律第百二号）」に、「の規定（同法第三十二条の三第七項」を「（第三十二条の三第七項」に、「の規定を除く。）」を「を除く。）若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定」に改める。

第十条第一項に次の一号を加える。

六　金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合　当該登録又は変更登録を受けた者